

令和5年度鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付要領

(趣旨)

第1条 市の交付する令和5年度鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金(以下「支援金」という。)については、鹿沼市補助金等の交付に関する規則(平成30年鹿沼市規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(支援金の目的等)

第2条 支援金は、燃料価格高騰の影響を受けている市内貨物自動車運送事業者の保有する事業用自動車の燃料費の一部支援を行うものとする。

2 支援金は、事後申請型補助金等として交付する。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 一般社団法人栃木県トラック協会が実施する栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金の交付決定を受けている者
- (2) 令和5年6月1日時点において、法人にあっては市内に本社があり商業登記を、個人にあっては市内に事業所があり住民登録をしている者
- (3) 申請時において市税の滞納処分を受けていない者

(交付対象外事業者)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 国又は法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 風俗営業等との規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (3) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (4) 鹿沼市暴力団排除条例(平成24年条例第4号)第2条第1号に規定する暴力団又は役員等(法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。)が同条第6号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、第2条の目的に照らし、支援金の交付が適当でないと市長が認める者

(交付対象事業)

第5条 支援金の交付対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 運送事業法第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業

(2) 運送事業法第2条第3項に規定する特定貨物自動車運送事業

(交付対象車両及び支援金の額等)

第6条 交付対象車両は、栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金の支援対象車両となったもの

2 支援金の額は、前項の交付対象車両1台当たり5,000円とし、予算の範囲内において交付する。ただし、1事業者あたり50台分を上限とする。

3 市長は、予算の状況に応じて前項の額を減額することができるものとする。

(交付申請及び支援金の請求)

第7条 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して令和5年9月11日から令和5年10月31日までの間に市長に申請及び請求しなければならない。

(1) 栃木県トラック事業者事業継続緊急支援金額決定通知書の写し

(2) 申請者が個人事業主の場合に限り、開業届、又は確定申告書(収受印の押してあるもの)の写し等

2 申請者が個人事業主の場合は、前項の書類のほか、本人確認書類を提出しなければならない。

3 申請者は、申請事業等について市長から書類の提出、現地調査等を求められたときは、正当な理由がなければ、これらを拒むことができない。

(交付等の決定通知)

第8条 市長は、第7条第1項の規定による申請について決定をしたときは、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める通知書を申請者に送付するものとする。

(1) 支援金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。)鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)

(2) 支援金を交付しない旨の決定 鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第3号)

(請求の取扱い)

第9条 交付決定がされた場合は、当該交付決定をした日に第7条の請求(以下「請求」という。)がされたものとみなす。

2 支援金を交付しない旨の決定がされた場合は、請求は、当初からされなかったものとみなす。

(支援金の交付手続の委任)

第10条 支援金の交付手続を他人にさせようとするときは、あらかじめ鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付手続委任状(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第11条 支援金の交付を受けることができる権利は、他人に譲渡することはできない。

(交付決定の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) 支援金の交付申請に併せて請求がされないとき。

(3) 支援金の交付を受けた者が前条の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消し（以下「取消し」という。）をしたときは、その旨を鹿沼市運送事業者原油価格高騰対策支援金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第5号）により、支援金の交付を受けた者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第13条 支援金の交付を受けた者は、取消しをされたときは、取消しにより減額された支援金に相当する額を市長に返還しなければならない。

2 前項の規定により返還する額に係る加算金については、規則第32条に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和5年9月11日から適用する。